

第1条（名称）

MamHeart・JCBカード（以下「本カード」といいます。）とは、株式会社ジャックス（以下「当社」といいます。）と、株式会社マルイ（以下「マルイ」といいます。）が提携して当社が発行するカードで、マルイが運営・提供するマムハートカード機能（第3条に定義されるカード機能）及びCoGCa機能（CoGCa利用規約に定義される機能）並びにJCBカード機能を有します。

第2条（会員）

会員とは、CoGCa利用規約、本特約及びクレジットポイント利用規約並びにジャックスカード会員規約を承諾のうえ、当社に入会の申込みをされ、マルイ及び当社が入会を認めた日本国内に居住する方をいいます。

第3条（マムハートカード機能）

1. 本カードのマムハートカード機能とは、マルイが運営・提供するポイントサービス並びに特典を受けられる会員資格を有するカード機能をいい、当該機能は会員のみ利用ができ他人への譲渡・貸与はできないものとします。
2. マムハートカード機能はマルイが指定する店舗（以下「指定店舗」といいます。）で利用できるものとします。
3. マルイが提供するポイントの有効期間は、マムハートカード機能の最終利用日から1年間とします。最終利用日から1年間利用が無い場合、マルイが提供するポイントは失効するものとします。
4. マムハートカード機能の内容は、マルイが決定し指定店舗内にて会員に告知します。
5. マムハートカード機能は、指定店舗に於いてレジ精算前に本カードを提示することにより受けることができるものとします。
6. 会員が本カードを紛失又は盗難にあったときは、遅滞なくマルイに連絡するものとします。なお、紛失、盗難その他の事由によりマルイが提供するポイントが紛失又は第三者に不正使用されたことにより損害が生じた場合であっても、当社並びにマルイはその責を負いません。
7. 会員がジャックスカード会員規約第15条第1項に定める届出又は通知を行わなかった又は遅れたことによりマムハートカード機能が使用できない場合、会員に生じる不利益、損害について当社並びにマルイはその責を負いません。
8. 会員が本カードの会員資格を喪失した場合又は利用停止となった場合、その他当社又はマルイが相当と判断した場合、当社並びにマルイは、当該会員の本カードに係るマムハートカード機能を停止又は喪失その他所定の措置をとることができるものとします。なお、マムハートカード機能を停止又は喪失したことにより会員に生じる不利益、損害について当社並びにマルイはその責を負いません。
9. 会員の都合により本カードを脱会する場合、会員はマルイが提供したポイントを放棄することについて承諾するものとし、ジャックスカード会員規約第一章一般条項第13条の定めによる手続きを行うとともに義務を負うものとします。なお、本カードの脱会により会員に生じる不利益、損害について当社並びにマルイはその責を負いません。
10. マルイは、やむをえない理由を除いて、相当の告知期間を設けて、マムハートカード機能の内容を変更または追加できるものとします。マムハートカード機能の変更通知はマルイホームページ、指定店舗内告知にておこなうものとします。
11. マムハートカード機能・その他運営に関する疑義は、マルイに於いて決定するものとし会員はその決定に従うものとします。

【相談窓口】

株式会社マルイ（平日 9:00~18:00 土曜、日曜、休日を除く）

〒708-0016 岡山県津山市戸島 893-15 tel 0120-226-221

第4条（C o G C a 機能）

1. 本カードのC o G C a 機能とはC o G C a 利用規約に定める機能をいい会員のC o G C a の利用等はC o G C a 利用規約に定めるところによります。
2. 会員が本カードの会員資格を喪失した場合又は利用停止となった場合、その他当社が相当と判断した場合、当社は当該会員の本カードに係るC o G C a 機能を停止又は喪失その他所定の措置をとることができるものとします。なお、C o G C a 機能を停止又は喪失したことにより会員に生じる不利益、損害について当社はその責を負いません。
3. 会員が都合により本カードを脱会する場合は、会員はC o G C a 残高を放棄することについて承諾するものとし、ジャックスカード会員規約 第一章一般条項第13条の定めによる手続きを行うとともに義務を負うものとします。
4. 本カードの紛失、盗難その他の事由によりC o G C a 残高が紛失又は第三者に不正使用されたことにより損害が生じた場合であっても、当社はそれらを補償する責を負いません。なお、本カードの脱会により会員に生じる不利益、損害について当社はその責を負いません。
5. 本カードのC o G C a 機能が使用できないことにより会員に生じる不利益、損害については、当社はその責を負いません。
6. C o G C a 利用規約に定めなき事項については、本特約並びにクレジットポイント利用規約によるものとし、重複する規定については本特約並びにクレジットポイント利用規約が優先されます。

第5条（年会費）

1. 本カードの年会費（カード盗難保険料及び消費税を含みます。）は、入会初年度は無料とし、次年度より当社所定の年会費を毎年当社所定の時期に支払うものとします。
2. 前項にかかわらず、前年度のカードショッピング利用回数合計が1回以上の場合は、次年度の年会費を無料とします。（なお、ご利用加盟店の事務処理上等の都合により、ご利用日が対象期間内であっても売上データ等が対象期間内に当社に到着しない場合は、前年度の利用と判定されず次年度の利用と判定される場合があります。）
3. 次年度以降の年会費については、前項と同様の対応とします。

第6条（適用）

本特約並びにクレジットポイント利用規約に定めのない事項については、ジャックスカード会員規約によるものとし、重複する規定については本特約並びにクレジットポイント利用規約が優先されます。

クレジットポイント利用規約

第1条（本規約の目的）

クレジットポイント利用規約（以下「本規約」といいます。）とは、株式会社ジャックス（以下「当社」といいます。）が、株式会社マルイ（以下「マルイ」といいます。）と提携して発行するM a m H e a r t ・ J C Bカード（以下「本カード」といいます。）のカード利用に応じ、当社が本カード会員（以下「会員」といいます。）に対し提供するポイントサービス（以下「本ポイントサービス」といいます。）について定めたものです。

第2条（本ポイントサービスの概要）

1. 本ポイントサービスは、会員の本カードによるカードショッピング利用代金（以下「カード利用代金」といいます。）に応じ、当社がクレジットポイント（以下「本ポイント」といいます。）を付与する制度です。
2. 会員の本カード利用によるポイント付与は本ポイントのみとし、当社が別に提供するポイントサービスの提供を受けることはできません。
3. 会員が本ポイントサービス以外に当社が別に提供するポイントサービスの提供を受けている場合であっても、当該サービス間のポイント付替・合算などはできません。

第3条（本ポイントの換算・付与）

1. 当社は毎月の当社所定日に締め切られた新規のカード利用代金合計に応じて、当社所定の割合及び方法により換算した本ポイントを会員に付与し、当該ポイントは毎月15日以降、マルイが提供するポイントに自動的に移行付与するものとします。
2. 前項の換算・付与には、E d y、n a n a c o等の電子マネーの各チャージ利用代金、カードショッピングの手数料、カードキャッシングの融資金及び利息、カード年会費、会員が当社所定の約定支払額確定日前に支払ったカードショッピング利用代金、その他当社所定のカードショッピング利用代金及び手数料は含まないものとします。
3. 本ポイント換算・付与の対象となるカードショッピング利用代金に返品、キャンセル、利用金額の変更等があった場合、原則として当該利用に対して付与する本ポイントは取消、減算又は加算されます。
4. 当社は、会員に対して付与する本ポイント数等を当社が会員に対して連絡するご利用代金明細書又はインターコムクラブのご利用代金明細照会により通知するものとします。

第4条（本ポイントの付与条件）

本ポイントサービスは、以下の条件を全て満たしている場合にのみ行われるものとします。

1. 当社がマルイにポイント数を移行付与する時点で、会員が本カードの会員資格を有していること。
2. 当社がマルイにポイント数を移行付与する時点で、本カードのmamHeartカード機能が有効であること。

第5条（公租公課）

本ポイントサービスにより移行付与されたマルイが提供するポイントについて公租公課が課せられる場合は、会員が公租公課を負担するものとします。

第6条（権利の喪失およびサービス停止等）

1. 会員が本カードの会員資格を喪失した場合、理由の如何を問わず既に付与されている本ポイントはすべて自動的に失効するものとし、本規約における会員の権利の全部が自動的に消滅するものとします。
2. 会員が次の各号に該当した場合、当社は会員に何らの通知なくして本ポイントサービスの権利を停止及び失効させることができるものとします。
 - （1）ジャックスカード会員規約、M a m H e a r t・J C Bカード特約又は本規約並びにC o G C a利用規約に違反し、または違反するおそれがある場合。
 - （2）違法行為または不正行為を行った場合。
 - （3）支払債務を延滞した場合。
 - （4）その他当社が相当と判断した場合。

第7条（権利の譲渡）

会員は、理由の如何を問わず、本ポイントサービスにおける権利を他人に貸与・譲渡・担保提供し、または相続させることはできません。

第8条（本ポイントサービスに関する疑義等）

本ポイントの有効性、換算・付与、引換条件、その他本ポイントサービスの運営に関して生じる疑義は当社において決定し会員はその決定に従うものとします。

第9条（本ポイントサービスの変更・中止・終了等）

1. 当社は、やむをえない理由を除いて、相当の告知期間を設けて、本ポイントサービスの内容を変更、または中止もしくは終了することができるものとします。
2. 前項により会員に生じた損害については、マルイ並びに当社その責を負わないものとします。

第10条（準拠法）

本ポイントサービスの内容は日本国の法令等が適用されるものとします。